

1. 開催年月日

建設環境常任委員会 令和8年3月17日（火曜日）

2. 議題

議案

市第41号 高知市立児童遊園条例の一部を改正する条例議案

市第55号 高知広域都市計画事業下島土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する
条例制定議案

市第56号 高知市営住宅条例の一部を改正する条例議案

市第60号 高知市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例議
案

市第61号 高知市上下水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例議案

市第66号 市道路線の廃止に関する議案

市第67号 市道路線の認定に関する議案

市第68号 高知市清掃工場1号ボイラー二次過熱器等更新工事請負契約締結議案

市第70号 仁ノ地区排水路整備工事（その9）請負契約締結議案

市第72号 訴訟の提起について

報告事項

- ・ 下水道管路の全国特別重点調査について（上下水道局）
- ・ 愛宕町北久保線（愛宕町工区）道路改良工事請負契約締結の報告（都市建設部）
- ・ 六泉寺町市営住宅等再編事業の進捗報告（都市建設部）

3. 出席委員

長尾 和明 委員長

浜口佳寿子 副委員長

大久保尊司 委員

岡崎 邦子 委員

野村 栄一 委員

藤川 裕介 委員

和田 勝美 委員

戸田 二郎 委員

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

山本 眞史 都市建設部長

植田耕太郎 都市建設部副部長

田原 圭 都市建設部副部長

ほか関係職員

〔午前9時58分開会〕

長尾和明委員長

ただいまから、建設環境常任委員会を開会いたします。

16日に引き続き、議案の審査を行います。

それでは、市第56号議案の説明を都市建設部に求めます。

山本眞史都市建設部長

条例議案が3件ありますが、そのうち市第56号議案については、農林水産部の所管する事項も含んでおります。そのため、農林水産部の関係課として鏡地域振興課と土佐山地域振興課も出席しておりますので、先に説明させていただき、質疑が終わりましたら農林水産部の関係課は退席させていただきます。

それでは、詳細について植田副部長から説明いたします。

植田耕太郎都市建設部副部長

それでは、予算外議案書の42ページをお願いします。

市第56号高知市営住宅条例の一部を改正する条例議案については、2つの項目の改正を行います。

1つ目は、国からの通知等を踏まえ、市営住宅における優先入居の対象者に犯罪被害者等を追加するものです。

2つ目は、中山間地域の担い手不足の解消及び地域の活性化を図るため、土佐山及び鏡地区の地域活性化住宅への入居者資格を拡充し、新たに地域おこし協力隊や中山間地域で農林水産業や地域産業に従事する者などを追加するものです。

説明は以上になります。

長尾和明委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

和田勝美委員

私の地元である土佐山では、産業振興の中でユズや四方竹などいろいろとやっていますが、その中で働きたい、あるいは土佐山へ移住したいという希望があっても、住まいがないという課題が出ていました。今回の条例改正は、非常にありがたく、鏡・土佐山へ根づいて地域産業に関わってくれることはありがたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。要望として申し上げます。

浜口佳寿子副委員長

条例の中山間地域の次に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する過疎地域を加えるとのことですが、この中山間地域と過疎地域というのは、どういうものが加わったということなのでしょう。

和田智晴土佐山地域振興課長

過疎の振興法に基づく過疎地域と、周囲の高知県内で認められている中山間地域を合わせた形で中山間地域に定住していただける方ということで定めております。

浜口佳寿子副委員長

高知市では、具体的にどこの地域が対象になるのでしょうか。

和田智晴土佐山地域振興課長

高知市では、土佐山・鏡地域は過疎地域として定義づけられています。例えば、土佐山の東

側では久重地区や七ツ淵地区、鏡地域に隣接する地域なども対象となっています。

浜口佳寿子副委員長

もともと中山間地域として定義づけられていたところも、当然その中にはあるということでしょうか。

和田智晴土佐山地域振興課長

はい、そのとおりでございます。

長尾和明委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、一旦休憩します。

〔午前10時4分休憩〕

〔午前10時5分再開〕

長尾和明委員長

それでは、再開します。

市第56号議案以外の議案の説明を都市建設部に求めます。

山本眞史都市建設部長

先ほどの議案を除く都市建設部の議案について御審議をお願いいたします。

案件は、予算外議案の条例議案2件とその他議案4件です。

詳細については、植田副部長から説明いたします。

植田耕太郎都市建設部副部長

それでは、予算外議案書19ページ、20ページをお願いします。

市第41号高知市立児童遊園条例の一部を改正する条例議案では、老朽化の著しい海老川市民会館と海老川老人福祉センターの合築による建て替えに当たり、敷地を拡大し、隣接する海老川児童遊園を廃止することとなったため、条例の改正を行うものです。

次に、予算外議案書41ページと資料1を御覧ください。

市第55号高知広域都市計画事業下島土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例制定議案は、平成26年から進めてきた下島土地区画整理事業の清算金事務が令和7年7月で終了し、下島の全ての事業が終了となったことから、関係規定を定めた条例を廃止するものです。

資料1には、廃止する条例の内容や事業概要、そして右側には整備状況の参考に整備前後の写真を載せております。

続いて、その他議案4件について説明します。

予算外議案書49ページをお開きください。

市第66号市道路線の廃止に関する議案です。

次のページの一覧表を御覧ください。

廃止する3路線のうち、旭街の2路線については、中須賀土地区画整理事業に伴うもので、もう一路線については、都市計画道路の整備に伴い、市道から県道へ移管されることにより廃止するものです。

続いて、市第67号市道路線の認定に関する議案です。

新たに認定する路線名の一覧表のうち、旭街に関する路線は、中須賀土地区画整理事業で新たに整備された道路です。それ以外の道路については、民間事業において施工された開発道路の市への帰属、そして私道の編入などにより新規認定するものです。

次に、53ページを御覧ください。

市第70号仁ノ地区排水路整備工事（その9）請負契約締結議案については、資料2も併せて御覧ください。

本工事は、春野町仁ノ地区の湛水被害の軽減を図るために、新市まちづくり計画に基づき、平成28年度から進めている排水機場への排水路整備に係る最後の工事となります。

資料2の2ページと3ページに、位置図と整備箇所の写真を載せていますので、確認をお願いします。

完成期限は令和9年3月15日で、契約金額は3億5,830万9,600円、契約者は大藤・大宮建設特定建設工事共同企業体で、代表者は大藤友理です。

なお、総合評価結果により3者の評価値が並んだことから、くじにより落札者を決定しております。

予算外議案書54ページをお願いします。

市第72号訴訟の提起については、目的の価格が100万円を超える物件について、市営住宅の明渡しと滞納使用料等の支払いを求めるものです。相手方とは、平成21年8月25日に滞納解消についての調停が成立しておりましたが、その後も支払い能力があるにもかかわらず、少額納付を繰り返すなど、滞納を解消する意識が希薄で、支払いについて誠意が見受けられないため、住宅の明渡しと、令和6年7月から現時点までの住宅使用料等の一括支払いの訴訟を提起するものです。

予算外議案の説明は以上となります。

長尾和明委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

和田勝美委員

市道の認定について、市道に認定してほしいという要望は何か所ぐらいありますか。

中谷勇次道路管理課長

今、私道から市道へ編入していただきたいという要望の件数については、押さえておりません。第4次編入の申込みをいただいていた件数については押さえておりますが、個別には押さえておりません。

和田勝美委員

以前にも要望があり、担当部署へ市道への編入をお願いしたいという話をしました。そうすると、いろいろな条件があります。

宅地開発したところの道路には住宅が立ち並んで、車庫入れや自宅への出入りのために、いろいろな構造物を造っているのです。そういった道路を市道に編入するときは、どうなるのでしょうか

もう少し分かりやすく言うと、宅地開発をして道路ができて、そこに住宅が立ち並びます。その道路を市道に編入してほしいという町内会からの要望があったときに、登記の問題といい

ますか、皆さんそれぞれ都合がいいように橋を架けたり、いろいろされていますが、その辺は問題があるのでしょうか。

中谷勇次道路管理課長

私道から市道への編入については、高知市市道認定廃止基準があり、その要件に適合したものについて市道編入しております。主な要件としては、通行の用に供する幅が4メートル以上であること、開発許可を受けて設置した道であること、舗装が良好な状態であること、側溝が整備されていることなど、様々ありますが、それらを全て満たしたものでなければ市道として受けることはできておりません。

和田勝美委員

分かりました。そういった要件を満たさないと、なかなか市道への編入はできないということですね。最近でも、丸池町で皆さんが協力してやろうとしていたものが、1軒だけ納得しないということで、なかなか市道に編入できなかったということもありましたので、課長の言う全てが調わないと市道編入はなかなか厳しいということですね。詳細な要件までは不明ですが、分かりました。

戸田二郎委員

先ほど説明があった訴訟の提起について、平成21年に調停が成立して、訴訟に至るまで長い時間をかけて、訴訟に踏み切ったということですが、このようなケースには、もう少し早く対処することはできないものなのかと思います。それは難しいのでしょうか。

川村規司住宅政策課長

この対象者の方は、生活保護の受給と廃止を繰り返しており、所管課としても慎重に、対象者に寄り添いながら対応してきました。調停は成立していましたが、その後も滞納が続いており、調停とは別に独自の分納誓約なども行っていました。しかし、あまりにも納付の意識が乏しいということで、今回訴訟に至ったものです。

戸田二郎委員

言わんとすることは分かりますけれども、これだけ長い時間をかけていると、意思があるのかないのかということも、ある程度判断できるのではないかと思います。生活保護という側面もあるかもしれませんが、このように滞納を繰り返すようであれば、もう少し早く対応してもらいたいという思いがあります。

こういったケースについては、調停から入って訴訟に至るまでいろいろあると思いますが、今は訴訟には至っていないけれども、やがては訴訟の提起をすることになるのではないかと思います。答えられる範囲でお答えいただきたいと思います。

川村規司住宅政策課長

現在、滞納世帯という方々で、滞納額が30万円以上の世帯が大体60世帯から70世帯で推移しております。皆さん、いろいろな要因がありますので、その点を加味しながら対応していております。

戸田二郎委員

今朝の新聞にもあった生活保護の方が亡くなったという件で、これは行政側が放置したということで何か月も経過していたという内容でしたが、水道料金の滞納がきっかけで発覚したということでした。私が何を言いたいかというと、このようなことについては、あまり放置してほしくないという思いがあるので申し上げました。

長尾和明委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、都市建設部の議案に対する質疑を終結いたします。

続いて、2件の報告事項について一括して説明を求めます。

山本眞史都市建設部長

都市建設部の報告案件は、次第のとおり2件です。

それでは、工事請負契約締結の報告を道路整備課長から、六泉寺町市営住宅等再編事業の進捗報告を住宅政策課長からそれぞれ説明いたします。

伊藤和也道路整備課長

道路整備課に関する工事請負契約締結の報告について説明させていただきます。

それでは、報告資料1の1ページを御覧ください。

愛宕町北久保線（愛宕町工区）道路改良工事の工事請負契約の締結で、右側の備考欄に記載しておりますが、江ノ口小学校の通学路や第3次緊急輸送道路にも指定されている都市計画道路愛宕町北久保線での工事で、通学路における安全性や緊急輸送道路としての防災機能の向上を図るものです。

表の左になりますが、今回の工事内容としては、江ノ口小学校南側の約120メートルの区間において、老朽化した既存の排水路を撤去し、その後、ボックスカルバートという箱形の水路により復旧を図るものです。

次の列で、契約年月日は令和8年1月14日、工事期間は8年1月15日から8年10月1日までとなります。

3列目が契約額になっており、税込みで8,630万2,700円、契約者は有限会社竹内統建、代表取締役は本山幸人となっております。

2ページをお願いします。

左側には本工事の位置図、右側には入札経過表を添付しております。

入札には19者の応札があり、13者でのくじ引により決定しております。

続いて、3ページをお願いします。

左上に工事の平面図、左下に標準的な断面図、あと右側に現地の状況写真を添付しており、それぞれ赤色で着色しておりますが、着色箇所が今回の工事の施工箇所となっております。

道路整備課からの説明は以上となります。

川村規司住宅政策課長

六泉寺町市営住宅等再編事業の進捗状況を報告いたします。

報告資料2をお願いします。

まず、事業者選定スケジュールについて、左上の表を御覧ください。

令和8年1月に1回目の事業者選定委員会を開催し、事業概要の説明の後、参加資格要件などについて検討いただきました。

2回目は、3月23日に予定しており、審査基準などについて御検討いただくこととしております。

この3月には、特定事業選定の公表により、事業費の削減率を表すVFMなどの評価結果を公表する予定となっております。

さらに、公募を4月から開始するため、この議会では予算議案として債務負担行為の設定をお諮りしているところです。

4月からは募集要項の公表により公募を開始し、提案書の受付期限を8月とする予定です。

その次の事業者選定委員会は、前回の報告から開催を1回増やして、令和8年9月頃に3回目として選定審査前に提案書に対する審査ポイントなどを明確化するために事務局から説明する機会を設けることとしました。

応募事業者の審査は、4回目として、予定どおり10月に開催する予定です。

その後、11月に選定結果を公表し、令和9年3月には議会に契約締結議案をお諮りする予定です。

続いて、ページ右側をお願いします。

11月に公表した実施方針と要求水準書の案に対して、事業に興味を持っていたいる事業者から質問や意見をいただきました。その回答を1月に公表したので、報告します。

まず、上の表の件数ですが、実施方針に対して21件、要求水準書の市営住宅整備等業務編に関して27件、入居者移転支援編に17件、余剰地活用編に8件の合計73件の質問や意見を8社からいただいております。

主な内容は、次の表の上から、実施方針の設計企業の参加資格要件について、地元企業がより多く参加できるように要件の緩和が求められ、過去の設計実績として、コンクリート系構造6階以上としていたものを5階以上として階数を緩和することにしました。

次の市営住宅整備等業務編では、入居者による勝手増築部分の解体や残置物処分に対するコスト算出に、事業者によって考慮するもの、しないもので差が出てしまうという御意見をいただき、提案時のコスト算出については不要として、解体実施後に精算することとしました。

2枠下の入居者移転支援編に対しては、事業者の責任範囲の確認や予定移転者数の増減に関する質問があり、事業者の責任が過大とならないよう市と協議することを追加し、移転数の増減は精算することとしました。

最後の余剰地活用編に対しては、街区ごとに売却と貸付けを分けて提案することの可否や詳細要件の確認があり、事業者が柔軟に提案できるよう街区ごとに分けた提案も可とし、要件については、売却の場合は第三者への再譲渡、貸付けを可とするなどとなりました。

現在、いただいた質問や意見を基に募集要項などを修正する作業を行っております。4月には、改めて定めた要項や要求水準書などを公表して、公募を開始する予定です。

報告は以上です。

長尾和明委員長

ただいまの説明に対する質疑を行います。

最初に、愛宕町北久保線（愛宕町工区）道路改良工事請負契約締結の報告について質疑はございませんか。

岡崎邦子委員

この道路は、私も日常的に通ります。歩道はきれいになっていますが、道路は継ぎはぎで凸凹しているところがすごく気になります。ボックスカルバートは埋め込んだような図面になっていますが、その効果について教えてください。

伊藤和也道路整備課長

こちらは、今、既存の排水路があるのですが、下流の江ノロポンプ場のほうまで接続されて

おり、雨水の排水の効果を発揮している水路になります。ボックスカルバートについては、既存の能力と同等の能力を発揮するもので、幅が1.7メートル、高さが1メートルのものになります。箱形の水路を再度整備し直して、その上に道路を整備していくというような形で、既存の雨水排水能力を維持した形で道路整備を進めていくように考えております。

岡崎邦子委員

分かりました。秋にはきれいになるということですね。よろしくお願いします。

浜口佳寿子副委員長

学校に隣接した工事になると思うので、工事期間中は安全対策も当然されると思いますが、どのような対策をされるのか、確認させてください。

伊藤和也道路整備課長

まず、今回のボックスカルバートの整備に当たり、この計画道路の南側に仮舗装をして車道を切り替える工事をします。その際に、計画区域の一番南側に仮歩道を準備して、通学される小学生のための安全対策とかを十分図った上で実施していきたいと考えております。あと、4月から着手していこうと考えておりますけれども、入学時期になってきますので、そういった学校行事などの日は避けていくような形の工事の進め方を考えております。

浜口佳寿子副委員長

学校行事も含めて、学校の子供たちの安全に影響が出ないように対策をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

長尾和明委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に、六泉寺町市営住宅等再編事業の進捗報告について質疑はございませんか。

戸田二郎委員

余剰地の活用についてですが、第三者への譲渡もよい、貸すことも構わないということですが、具体的には売渡しをした後に転売ということを想定していると思います。それは同時期に行うのか、それとも、その後に期間を置いて行うということですか。活用ということですから、その後に所有権を移転するということなのか、どう解釈したらよいのでしょうか。貸すことも売することも構わないと書いてありますが、その辺りを教えていただきたいです。

池添健太住宅政策課長補佐

余剰地の売却、貸付けということですが、売却の場合は、第三者に譲渡しても構いませんという形に見直しをするという形ですが、具体的な例でいいますと、余剰地の計画として宅地分譲をするという場合に、一旦余剰地活用企業に余剰地を売却して、そこから分割し、個別の宅地として第三者に譲渡や売却をするというようなイメージであるとか、あるいは余剰地活用企業の余剰地の中で幾つかブロックを分けて施設を整備するという場合などに、切り分けて売却したり貸し付けたりするという形が想定されております。

基本的には、余剰地活用の事業計画というものを事業者が策定しますので、その範囲内においての譲渡なり貸付けなりというような対応になります。

戸田二郎委員

大体分かりました。その条件として、事業計画は当然必須ということですね。第三者へ譲渡するための開発行為も可能ということですか。

川村規司住宅政策課長

はい、可能としております。

大久保尊司委員

質問・意見の８社というのは、県外の企業もいますか。

川村規司住宅政策課長

県外と県内合わせて８社です。

浜口佳寿子副委員長

戸田委員からの質問に関連して、事業者の余剰地活用に関する事業計画は、どの時点で示されるものですか。

川村規司住宅政策課長

事業者の選定の段階で事業計画を出していただきますので、それをもって選定委員の中で審査をしていただくということです。

浜口佳寿子副委員長

選定された段階で、議会にも報告がされることになるというふうに受け取っていいですか。

川村規司住宅政策課長

スケジュールでもお示ししましたが、事業者が決定して、恐らく直近が12月議会になると思いますので、そちらで報告させていただきます。

長尾和明委員長

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、都市建設部の報告事項に対する質疑を終結いたします。

一旦休憩します。

〔午前10時34分休憩〕

〔午前10時36分再開〕

長尾和明委員長

再開します。

議案についての討論に移りますが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論の申出はありません。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

市第41号議案、市第55号議案、市第56号議案、市第60号議案、市第61号議案、市第66号議案から市第68号議案まで、市第70号議案、市第72号議案の計10件について一括して採決いたします。

以上、10議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、市第41号議案外９件は原案のとおり可決することに決しました。

それでは、閉会中の継続調査についてお諮りします。

委員会条例第40条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各事件について閉会中もなお継続して調査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、委員長報告については、委員長に一任でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのようにいたします。

以上で建設環境常任委員会を閉会いたします。

〔午前10時37分閉会〕